

## とよはしスポーツ博 スポーツ体験ブース出展要項

とよはしスポーツ博は「子どもから大人まで誰でも楽しくスポーツに参加できる入口」をコンセプトにたくさんの方がスポーツに触れることができるよう、様々な種類のスポーツが体験できるブースを集めたイベントです。

(詳細は「スポーツのまち」づくり課HP参照)

### 1. イベント概要

主催：とよはしスポーツ博実行委員会（以下「主催者」という）

開催日時：令和5年10月21日（土）

**午前9時30分～午後4時00分**

会場：豊橋市陸上競技場 他（豊橋市今橋町 豊橋公園内）

### 2. 募集出展者条件

豊橋で活動している団体、事業者であり、当該イベントの来場者に対し、スポーツ体験を実施できること。

### 3. 出展内容

各種スポーツの無料体験、各団体、事業者の活動紹介

・体験内容等は自由とするが、来場者が気軽にスポーツを体験できるようなものにする。

**※ブース内での物販は不可。**

### 4. ブースの区画について ※1区画あたり

(1) 規格 15 m × 10 m（別紙「出展ブースイメージ」参照）

(2) 出展料 15,000 円

(3) 設備 テント（3.6m×5.4m）1張、長机 2、  
パイプ椅子 4、

団体名表示看板 1（縦約 20 cm×横約 90 cm）※テントに設置

(4) 陸上競技場内ブースの配置については、主催者が総合的な判断により行うものとする。

(5) その他

- ・ 出展については、別紙「ブース出展に伴う注意事項」参照。
- ・ ブースは基本的に別紙「出展ブースイメージ」のように陸上競技場内フィールド（芝生）に設置する。なお、ブースの配置は変更する可能性があります。

※芝生では実施が困難な場合は一度ご相談ください。

5. 来場者の個人情報の取得について

- ・ 来場者の同意を得た場合は個人情報の取得を認める。（個人情報については適切に取り扱うこと）
- ・ ただし、個人情報を記入しないと体験できないなど、強制的に取得することは認めない。

6. 搬入・搬出

搬入・搬出は、主催者の指示に基づき出展者の責任において行うものとする。

- (1) 開催前の搬入・搬出においては、会場内の混雑が見込まれるため、来場者の安全のためにも早めに作業を終了し、車両を移動すること。

※出展者駐車場は水道局北側（沖野駐車場）を予定。

- (2) 搬入・搬出時における車両での移動は徐行とし、場内での事故防止に努めること。

- (3) 周辺住民の迷惑および公共交通の妨げとなるため、搬入・搬出開始時間より早く搬入出口に待機することを禁止する。

- (4) 会場内に自動車の乗入れが出来るのは下記の時間帯とする。

○開催前

10月20日（金）午後1時00分～午後5時00分

21日（土）午前6時30分～午前8時30分

○終了後

10月21日（土）午後4時30分～午後7時00分

**※豊橋まつりの他のイベントと合わせるため  
変更になる場合があります。**

7. 物品の管理

出展者が持参した物品の管理は自己責任によるものとし、それらの損害に対して主催者はその責を負わないものとする。

## 8. 本イベントの雨天時等の対応について

- (1) 基本的には雨天決行とする。
- (2) 開催の可否については、気象状況、会場の都合及びその他諸事情を踏まえて主催者が決定する。
- (3) 開催決定後も気象状況の急変及び会場都合によりやむを得ず開催を中止する場合がある。
- (4) 開催が中止になった事により生じた損害に対して、主催者はその責任を負わない。
- (5) 開催が中止となった場合、また雨天による来場者の減少があった場合でも徴収した出展料は返金しないものとする。
- (6) 出展者の判断で出展を中止する場合は、主催者へ連絡する事。また、その場合であっても徴収した出展料は返金しないものとする。

## 9. 出展申込

- (1) 別紙様式1の出展申込書にて申し込むものとする。
- (2) 申込多数の場合は主催者にて抽選により決定する。
- (3) 出展が決定した団体、事業者においては、後日開催予定の説明会に責任者が必ず参加すること。
- (4) 出展可の判断をした団体、事業者に対し、出展料の請求書を発行し、指定期日中の入金確認をもって出展契約の成立とする。
- (5) 指定期日までに入金の確認が取れない団体、事業者は出展を認めないものとする。

## 10. 申し込み不可案件

- (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員に該当する者又は暴力団員と密接な関係を有する者。
- (2) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者。
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれがある者。
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある者。
- (5) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがある者。
- (6) 政治性のあるもの又は宗教性のある者。
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない者。

### 1 1. 出展取消

本イベント開催中に、次に掲げる事項に該当する出展者は出展を取り消すものとする。また、出展取消による出展料等の返還はしないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為があった場合。
- (2) 本要項に定めた事項を守らなかった場合。
- (3) 来場者および他出展者等に対し迷惑をかける行為等を行った場合。
- (4) 本イベントの運営に関する主催者の指示に従わなかった場合。
- (5) その他、主催者が判断した場合。

### 1 2. 個人情報の取り扱い

主催者が本イベントの出展の申し込みを通して知り得た出展者の個人情報は主催者が適切に保護し、とよはしスポーツ博に関する運営業務にのみ利用するものとする。

### 1 3. 申込

令和5年7月31日(月)までに、別紙(様式1)「スポーツ体験ブース出展申込書」を郵送、FAX、メールのいずれかで提出

### 1 4. 出展可否通知

令和5年8月10日(木)頃 ※結果は申込いただいた皆様に通知します。

### 1 5. 提出先

〒440-8501 豊橋市今橋町1

とよはしスポーツ博実行委員会

豊橋市文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課

TEL : 0532-51-2367 FAX : 0532-56-3005

メール : [sports-s@city.toyohashi.lg.jp](mailto:sports-s@city.toyohashi.lg.jp)

## ブース出展に伴う注意事項

○主催者側で用意する物品以外の持ち込みについては以下の通りとする。

追加設備・装飾内容	主催者への事前相談
机・椅子の追加	不要
ブースの装飾（グッズなどでの飾りつけ）	不要
テント・タープ等の追加	必要
のぼり、看板類	不要

○電源等の持ち込みについて

各ブースに電源の設置はございません。電源等の持ち込みについては以下の通りです。

- ・発電機は使用不可。（ガソリン、軽油、ガス等燃料を必要とするもの）
- ・ポータブル電源の使用は可。

○音楽等の使用について

- ・音楽、映像等の使用については、近隣住民及び他のブースに影響を与えない範囲であれば可。

○体験実施に伴う注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症対策は必要に応じ対応すること。（手指消毒 等）
- ・来場者の整理については各自で検討すること。（整理券の配布、年齢ごとの時間設定等）
- ・ボール等を使用する場合、他のブースや通路に飛び出さないよう配慮すること。

○その他

- ・出展団体、事業者以外の事業者名の掲示は不可とする。